

感染予防対策の物品・設備の購入経費助成のご案内

令和4年度新型コロナウイルス感染予防対策推進補助金

基本的な
感染予防

飛沫感染
防止



換気機能
向上

接触防止

申請・実績報告の期限／令和5年1月31日（火）

対象
事業
業者

鳥取県内において、感染予防対策を実施し、以下に該当する店舗を営業する法人もしくは個人事業主
ア 飲食店、喫茶店、宿泊施設、理美容所、公衆浴場、興行場

イ 複数の県民が利用する施設（従業員のみが利用する事業所を含む。）

補助上限額：20万円

複数の店舗において対策を講じる場合、店舗数に応じて補助

補助率：1 / 2

提出書類

- ① 申請書
- ② 営業許可証等、事業の内容及び営業実態が確認できる資料
- ③ 写真（補助金を活用する店舗の全景、事業完了が分かるもの）
- ④ 対象経費にかかる領収書の写し（工事、委託を行う場合）見積書等の工事内容が確認できる書類
- ⑤ 振込先口座の通帳の写し（店番、口座番号、口座名義人カナ名が確認できる部分）

手続きの流れ



手続きは原則として上記のとおりですが、すでに支払・工事を終えている場合（R4.4.1以降に購入したものに限り）は、申請兼実績報告の提出をお願いします。

ご相談・お問い合わせは 鳥取県生活環境部くらしの安心推進課

電話：0857-26-7159 FAX：0857-26-8171

〒680-8570 鳥取市東町1丁目220番地 / メール：kurashi-hojokin@pref.tottori.lg.jp



令和4年度新型コロナウイルス 感染予防対策推進補助金

| 対象事業 | 対象経費の具体例（令和4年4月1日以降の購入に限る） |
|----------|--|
| 基本的な感染予防 | 手洗い場設置・修繕、アルコールディスペンサーの購入設置、フロアマーカ等利用者への掲示物の購入または作成委託 |
| 飛沫感染防止 | 仕切り用のアクリル板、透明ビニールカーテン、シート・パーテーション設置、フィジカルディスタンス確保のためのレイアウト変更等の店舗内の改修 |
| 接触防止 | 共有設備の非接触化（手洗い場の自動水栓化等）、共有物品の追加購入（カラオケ店のマイク等）、ノータッチディスペンサー、非接触温度計、サーモグラフィカメラ、キャッシュレス決済専用端末の購入 |
| 換気機能向上 | 換気設備設置・改修（給気口の増設、換気扇の点検・クリーニング含む）、換気用窓や網戸の取付、扇風機・サーキュレーター、二酸化炭素濃度測定器等の購入 |

※自宅兼店舗の場合、事業用の店舗と自宅部分が明確に分かれている場合であって事業に利用する部分のみ対象とする。

対象外経費／▽消費税および地方消費税▽振込手数料、ネットショッピングによる配送料▽仮想通貨、クーポン、ポイントでの支払い▽マスク、消毒液、ゴム手袋などの衛生消耗品▽事務用消耗品▽キャッシュレスシステムや注文システム等、接触を減らすために必要な専用端末機器以外のパソコンやタブレット端末、スマートフォン、カメラ、マイク等や移動可能な机、椅子、棚、置台等の汎用性のあるもの、エアコン（空気清浄機付き、換気機能付きを含む）、トイレ蓋の自動開閉設備、換気目的以外の空調設備、冷蔵庫、洗濯機、掃除機等、本来の使用目的が感染防止対策と異なるもので、目的外使用される可能性のある備品

※対象経費の適否が不明の場合は、事前にご相談ください。

<FAQ>

Q. 令和3年度に本補助金を活用した施設ですが、本年度も本補助金は活用できますか？

A. 補助要綱を満たすものであれば、令和4年度も活用できます。

Q. 対象の要件として「複数の県民が利用する施設（従業員のみが利用する事業所を含む。）」とありますが、従業員のみが利用する事業所とは、どのような施設を想定していますか？

A. 例えば、コールセンターや製造工場等、従業員の利用しか見込まれない施設であっても、補助対象としています。

Q. 対象外経費として、間違えやすいものを教えてください。

A. 以下についてよくお問い合わせいただきますが、補助対象外ですので、ご注意ください。

- ・エアコン（空気清浄機付き、換気機能付きを含むすべてが対象外）
- ・汎用性のあるパソコンやタブレット端末
- ・トイレ蓋の自動開閉設備
- ・マスク、消毒液、ゴム手袋などの衛生消耗品 等

受付方法 郵送または電子申請（県庁、総合事務所への持参はご遠慮ください。）

郵送

〒680-8570
県庁くらしの安心推進課 宛
（所在地記載不要）

電子
申請

県公式HP（とりネット）から
とっとり電子申請サービスで申請
電子申請の手続きはこちらから⇒



ご相談・お問い合わせは 鳥取県生活環境部くらしの安心推進課

電話：0857-26-7159 FAX：0857-26-8171

〒680-8570 鳥取市東町1丁目220番地 メール：kurashi-hojokin@pref.tottori.lg.jp

